

平成26年度 部局自己評価報告書（法学研究科）

Ⅲ 部局別評価指標

- 1 東北大学グローバルビジョンにおいて各部局が定めた「部局ビジョン」の重点戦略・展開施策または部局第2期中期目標・中期計画における特色ある取組の進捗状況と成果
 ※ 評価年次報告「卓越した教育研究大学へ向けて」で報告する内容

A. 部局ビジョン [重点戦略・展開施策] 1 (=優れた法曹・政策プロフェッショナルの輩出及び高度専門職業人の育成) について

【法科大学院】

1. 改革の背景

全国的に、法科大学院及び新司法試験制度については、①新司法試験合格率は、70～80%という当初想定とかけ離れた、20～30%、②新司法試験合格後も、弁護士の供給過剰を受けて、開業できなかつたり、開業しても収入が低迷したりする弁護士が多出するという危惧、といった事情を反映して、③法科大学院の志願者及び入学者が大幅に減少、という状況にある。この①②③のいずれも、短期的な改善の見込みはほとんどない。本法科大学院も、この大状況の中にある。

一方、現代の多様化・複雑化・国際化した社会にふさわしい、優れた法曹の養成というニーズは、今後むしろ高まると考えられる。さらに本法科大学院には、東北地方唯一の法科大学院としての役割を果たすことが求められている。

2. 平成26年度改革——定員削減・入試制度改革・カリキュラム改革

本法科大学院では平成16年度設立時より少人数教育を旨としてきた。その趣旨をいっそう推進するために、設立時の定員100名（法学既修者60名程度、未修者40名程度）を、平成22年度に定員80名（法学既修者55名程度、未修者25名程度）へと削減し、さらに平成26年度より、【研究大学院】欄で後述する、研究大学院の博士後期課程の改革と連動させながら、本法科大学院の定員を50名（法学既修者30名程度、未修者20名程度）とした。

平成26年度入試より、既修者コースと未修者コースの併願を、可とした。法学部卒で、法学的能力の習得において必ずしも十分でなくとも、基礎的な読解力や思考力を備えている者は、本法科大学院に受け入れた上で、しっかりした法学教育を施すこととした。

平成26年度カリキュラムより、1年次配当科目に、「法律基礎演習」と「法学の基礎」を新設した。未修者が法学の学修を円滑に行うのを支援するとともに、理論的な文章の書き方指導にも及ぶ。2年次になって、理論と実務を架橋する「基幹科目」を履修する前に、それよりも少人数の1年次の教育の時点で、できるだけ基礎的な能力を高めておくことを狙いとする。この改革は、平成22年度のカリキュラム改革に次ぐものである。平成22年度改革では、3年次に法律基本科目を選択科目として新設し、やはり2年次の必修科目（「基幹科目」）よりも少人数の教育による、法律基本科目における学生の能力の底上げを目的とした。

【研究大学院】

1. 改革の背景

全国的に、法学分野における後継者養成については、平成16年度に法科大学院制度が設立されて以降、次のような状況が存在する。①従来型の研究大学院への志願者が激減した。②実定法科目を担当する教員の教育負担が増大し、後継者養成のための教育を行う余裕が乏しくなった。③養成すべき後継者、ないし今後求められる研究者、の資質が多様化した。つまり、外国法・比較法研究から出発する従来型の研究のみならず、理論と実務を架橋する法科大学院教育に対応する、分野横断的・先端的な研究、及び実務の臨床的手法に理論を加味した融合的研究、に対するニーズが高まっている。

2. 平成26年度改革の前提——従来の制度の基本的ありよう

平成23年度から、博士後期課程を、①法政理論研究コース、②後継者養成コース、③国際共同

博士課程コース（CNDC）の3つに分け、学生の適性に応じて多様な経路で研究者への道を歩めるようにしてきた。平成26年度改革は、②後継者養成コースを対象とする。

①法政理論研究コースは、従来の大学院教育課程の通り、博士前期課程から後期課程への進学を前提として、従来型の研究者養成を目的とした教育を、継続的に実施している。

②後継者養成コースは、法科大学院修了・司法試験合格者を対象として、法科大学院の教員となるべき者の養成を目的とする。なお本コースでは、司法試験合格者を本コースへと誘うために、学生をRAとして雇用する予算措置を講じている（フェロー制度）。

③国際共同博士課程コースは、GCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」（平成20-24年度）の枠組の中での教育活動として、海外提携機関から博士後期課程の学生を入学させる制度を、継承したものである。具体的には、海外提携機関・大学とのダブル・ディグリーとして、本学から博士号を授与する。政治学・法学分野におけるグローバルな人材の養成を目的とする。

3. 平成26年度改革——②後継者養成コースの整備

平成26年10月入学からの、本コースの整備されたありようは、次のようである。すなわち、このコースを後継者養成コース（研究者型）と後継者養成コース（実務家型）とに二分する。その上で、前者の「研究者型」については、司法試験合格を出願資格とする。そして、複数の分野にまたがる領域を対象とし（分野横断的）、かつ、現在のわが国の司法実務を踏まえた（実務配慮的）、研究・教育を遂行する能力の涵養を目的とする。後者の「実務家型」については、司法試験合格のみならず司法修習終了を出願資格とする。そして、弁護士として実務経験を積みつつ、社会において現に生起している法的問題に対して、実務的観点と理論的観点の双方から、適切かつ妥当な解決方法を提示する能力の涵養を目的とする。

以上のありようは、従来の後継者養成コースのありようが、ほぼ「研究者型」の柱に相当していたのに対して、新たに「実務家型」というもう1本の柱を立てたものである。この「実務家型」は、平成26年4月入学から新設し、1名が入学した。一方、「研究者型」は、平成26年10月入学から、出願資格として（法科大学院修了のみでは足りず）司法試験合格を必須とした。

指導体制について、従来は研究者教員1名が指導教員となる体制だったのを、平成26年度改革により次のように整備した。「研究者型」は、分野横断的な能力の涵養という教育目的に対応して、異なる分野の2名の教員が指導教員となる体制とする。また「実務家型」は、実務と理論を架橋する能力の涵養という教育目的に対応して、実務家（弁護士）教員と研究者教員の2名の教員が指導教員となる体制とする。

教育カリキュラムについて、従来型の研究のための、外国法文献講読と論文指導を中心とする授業科目を用意するに止まっていたのを、平成26年度改革により、「実務家型」の教育目的に対応した授業科目を新設した。第1に、「実務家型」の学生が、仙台市内の弁護士事務所において当該事務所の弁護士の指導の下に事件を受任し、その事件を処理する過程で生じる法的問題について理論的・実務的観点から考察を深める「上級エクスターンシップ」。第2に、「実務家型」の学生が、弁護士としての実践の中で抱いた問題関心を発表し、指導教員や学外の実務家・研究者との討議を通じて自己の研究を深める「法政実務カンファレンス」。第3に、平成26年度には、「実務家型」学生の研究関心に応える、日本法の判例理論や法実務を対象とする7つの演習科目を、新設等した。

なお、「実務家型」のコース修了後、実務家教員の資格要件である実務年数を満たすまでの研究・教育拠点として、法政実務教育研究センターを位置づけている。

4. その他の取組み・成果——③国際共同博士課程コースに関するもの

本コースについて、これまでは、海外提携機関から学生を受け入れる一方で、本研究科から学生を送り出すことを果たせずにきたが、平成25年度（平成26年2月）、1名の学生が英国・シェフィールド大学に留学した。

B. 部局ビジョン〔重点戦略・展開施策〕2（＝研究成果の社会還元及び国際的な研究者の研究ネットワーク構築）について

1. 共同研究の遂行と、部局による支援

平成25年度より、中原茂樹教授を研究代表者とする科学研究費補助金（基盤研究（A））「科学技術の不確実性と法的規制——学際的観点からの包括的制度改革の試み」が採択され、また平成26

年度より、糠塚康江教授を研究代表者とする科学研究費補助金（基盤研究（A））「土地・選挙制度・自治——代表民主主義の再構築」が採択された。平成 24 年度に採択された 2 つの科学研究費補助金（基盤研究（A））（「大規模災害と法」・研究代表者＝稲葉馨教授、「家族法改正のための基礎的・領域横断的研究」・研究代表者＝水野紀子教授。なお同年度にはもう 1 つ、「生命科学研究の規制と支援の法制度に関する包括的研究」・研究代表者＝米村滋人准教授、が採択されていたが、米村准教授が平成 25 年 10 月に他大学に転出した）と並んで、精力的に共同研究が進められている。

これらの研究課題のいわゆる大型科研費獲得は、法学研究科教員を中心とする共同研究の科研費申請に向けた部局による支援体制の成果でもある。平成 20～24 年度を研究期間とした GCOE プログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」の後半期から、部局として毎年度、これまでのように個々の教員に科研費申請を求めるだけでなく、さらに、複数の大型科研費の申請を支援する取組みを強めている。今後、この取組みのさらなる強化を目指している。

2. 東北ローレビュー創刊

研究大学院に関する平成 26 年度改革と連動して、そこで整備した後継者養成コースでの教育目的に対応した、新しい性格の研究のための知的フォーラムとして、「東北ローレビュー」創刊号を平成 26 年 3 月に発行した。本誌を、創刊から 84 年になる「法学」と並ぶ、本研究科の新たな紀要とする。本誌は、法学分野における理論と実務の架橋に重点を置き、理論と実務との建設的・批判的な対話を促す場となることを目指す。また、学際的・国際的・展開先端的な法分野の研究を、多く発表する場となることを志向する。このように、比較法を中心とした従来型の研究に中心を置く「法学」とは、異なる性格の紀要としていく。

3. 国際的な研究者間ネットワークの構築

第 1 に、平成 25 年 9 月に、研究大学院においてモーリツ・ベルツ教授（ドイツ・フランクフルト大学）を、また公共政策大学院においてラインハルト・ドリフテ名誉教授（英国・ニューカッスル大学）を、それぞれ受け入れ、大学院生及び学部生を対象とする集中講義を行った。その過程で、受け入れ教員を中心に、研究者間の交流を図った。

第 2 に、国際共同博士課程コースを通じては、まず、平成 25 年 8 月、学位論文合同審査会のため来日した海外提携機関審査委員と、交流を行った。また、平成 26 年 2 月、3 つの海外提携機関を本研究科の 3 名の教員が訪問し、交流を行った。なお、関連記載として、II 1（1）を参照。

C. 部局ビジョン [重点戦略・展開施策] 3（＝東北復興・日本新生への積極的参画及びその担い手となる人材の育成）について

法学研究科は、平成 23 年度に、ドイツ・ハンブルク所在の独日協会ハンブルク、および独日法律家協会より、約 2800 万円の寄付を受贈し、「独日支援基金」として、教育面・社会貢献面における震災被災者支援、震災復興のための財政的基盤を確立した。

【教育面】

学部・研究大学院合併の演習として、平成 25 年度には、中原茂樹教授担当の行政法演習「大規模災害と給付行政の法的課題」が開講され、また平成 26 年度後期には、稲葉馨教授担当の行政法演習「災害・緊急事態と行政法」が開講予定である。

公共政策大学院の必修科目「公共政策ワークショップ I」は、地域の自治体、海外の行政機関等をプロジェクト提携機関として、地域から国際社会にいたるまでのさまざまな政策課題について、6～8 名の学生がグループ作業で政策提言を取りまとめることを課題とする。この科目の履修を通じて教育目的を果たすと同時に、その成果である最終報告書を、プロジェクト担当機関に、また HP を通じて (<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/workshop/project.html>) 広く社会に、還元している。平成 25 年度には、4 つのプロジェクトが行われたが、そのうち 3 つが、東北復興・日本新生に関わるものであった。それらは、「東日本大震災に照らした我が国災害対策法制の問題点と課題に対する実証研究Ⅲ（災害復興・災害予防対策）」、「農業・農村の震災復興における課題とその解決のための施策について」、「東日本大震災が日本外交に及ぼした課題と機会」である。平成 26 年度には、4 つのプロジェクトが行われているが、そのうち 2 つが、そうである。それらは、「宮城県における産業の特徴とその持続的発展に資する施策」、「地域から考える経済・社会のグリーン

化：環境経営・環境産業・地域づくりについて」である。

法学研究科は、被災学生に対する経済的支援として、上記独日支援基金をもとに、「法学研究科奨学金（独日支援基金奨学金）」を創設し、平成 25 年度には 10 名の学生に奨学金を支給した。受給学生全員から寄せられたアンケートには、本奨学金によって勉学の継続が可能になったなどの感謝の言葉が綴られている。平成 26 年度以降も引き続き支援を行っていく。

【研究面】

法学研究科は、研究科所属の教員を中心に、第 1 に、樺島博志教授を中心として、「震災復興の法的基盤と公共政策—持続可能な社会のための政策インフラ—」と題する共同研究計画を策定し、三井物産環境基金、平成 23(2011)年度東日本大震災復興助成第 3 回募集分の研究助成を獲得した。平成 23 年 9 月から平成 25 年 9 月までの計画遂行期間を通じて、震災復興に関して多くの政策提言を行い、国際シンポジウムの開催、外国報道機関によるニュースの配信を含め、国内外で研究成果を発表した。これらの研究成果は、法学研究科の H P でも公開している (<http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/mitsui/>)。第 2 に、稲葉馨教授を研究代表者とする科学研究費補助金（基盤研究（A））「大規模災害と法」が、平成 24 年度から本年度までを研究期間として、現在、共同研究を進めている。

また、法学研究科の教員により、東日本大震災復興に関して、平成 25 年度には、学会発表として、渡辺達徳「契約法における災害時のインターフェイス」、米村滋人「大災害と損害賠償法」、水野紀子「死に関する規律」（以上 3 点は、日本私法学会、シンポジウム「震災と民法学」）、中原茂樹「大規模災害と補償」（日本公法学会、全体テーマ「大規模災害と公法の課題」）、犬塚元「大震災後の政治と政治学」（政治思想学会、シンポジウム「現代社会と科学—政治思想的接近」）、などが行われた。前記の日本私法学会での 3 報告は、論究ジュリスト 6 号（特集・震災と民法学）に掲載された上、シンポジウムの記録が、学会誌「私法 76 号」で紹介されている。

【社会貢献面】

法学研究科は、上記「独日支援基金」をもとに、本学学生の復興支援ボランティア活動を、財政的に支援している。具体的には、東北大学東日本大震災学生ボランティア支援室と協力して、ボランティア活動を行う学生の交通費等の必要経費を、同基金から支出している。この学生による震災復興活動は、法学研究科が取りまとめて、基金を支出してくれたドイツの支援団体に定期的に報告している。

法科大学院に所属する佐藤裕一教授（実務家教員・弁護士）は、法律事務所の H P に「震災法律相談 Q&A」を掲載している。これは、市民にわかりやすく、震災時の各種の法律相談を Q&A 形式にしたものである (<http://morikyo-lawoffice.mo-blog.jp/shinsai/>)。また、法科大学院所属の実務家教員（弁護士）は、仙台弁護士会と連携し、震災関係について無料で法律相談を電話にて行っている。

さらに、上記【教育面】欄で述べた、公共政策大学院の「公共政策ワークショップ I」による政策提言の最終報告書は、社会貢献の意義をも担っている。